

令和5年度 第4回  
山形地方最低賃金審議会

期 日 令和5年9月5日（火）  
午前10時00分  
場 所 山形労働局 大会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) 山形県最低賃金の改正決定に関する異議の取扱いについて（諮問・答申）
  - (2) 山形県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性について（答申）
  - (3) 山形県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）
  - (4) その他
- 3 その他
- 4 閉会

# 資 料 目 次

## I 異議申出書（写）

（令和5年8月31日、山形県労働組合総連合・山形県医療労働組合連合会）・ 1

2023年8月31日

山形労働局長 小林 学 様  
山形地方最低賃金審議会 村山 永 様

山形県労働組合総連合  
議 長 荻原圭子  
山形県医療労働組合連合会  
執行委員長 渡辺勇仁

## 異議申出書

8月18日、山形地方最低賃金審議会は、山形県最低賃金を時間額900円とすべき旨、答申しました。委員各位をはじめ、この答申に関与した全ての方々のご尽力にまずもって敬意と感謝を申し述べます。

この答申における引き上げ額は、地域間格差の2円拡大につながる中央最低賃金審議会の目安の方向には従わず、東北では最高額である7円の上積みをしたもので、東京との格差を5円縮め、Cランク内での格差も是正し、従来存在した隣県福島との格差を解消するものであるという点で、大きく評価できます。

また付帯決議では、中小企業支援について、「社会保険料の減免措置」、「労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁の実現に向け、親事業者への監視と指導を徹底する」など具体的かつ効果も期待できる事項を明記しつつ、引き続き拡充を強く国に求めています。こうしたメッセージが地方から政府や中央最低賃金審議会に継続的に届けられ、拡大していくことは、施策の拡充を実現してくうえで力を発揮するものと考えます。

さらに、今回初めて公開された金額審議の専門部会の冒頭部分を含め、労使各側の見解がこれまで以上に明らかにされたことも重要です。他地方の審議会では、労使各側が主張する金額やその根拠、審議過程における金額や主張の変化なども公開された例が少なからずありました。山形でそこに至らなかった点については今後の課題ですが、それでも、労側の目標が1,100円であり、そのもとで今年は「誰でも1,000円」を目指している旨明らかにされたこと、使側も、単に物価高騰を後追いするにはとどまらず、「実質賃金の減少」にも触れて最低賃金の引き上げは重要だとしつつ、国には「持続的な支援」を求ながら審議に参加されたこと等は、私たちとしても注目すべき点です。人口減少、労働力不足が地域経済に影を落とし続けているもと、賃上げは労使共通の願いと考えます。問題は「あるべき最低賃金額」とこれにみあう中小企業支援の拡充について、審議会内外を横断した議論と政府など中央機関への必要なメッセージの発信だと思われませんが、専門部会の一部公開はそのためにより一歩前進したものと言えます。



しかしながら、既に時給 900 円でダブルワークし、子どもと触れ合う時間を労働によって奪われ悩みながら子育てしているひとり親の存在などを考えるだけでも、今回の答申額は不十分だと言わざるを得ません。つきましては、今年度の山形県最低賃金の改定決定について、下記に示した異議申出の趣旨および理由をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくよう要望します。

#### 【1】 異議申出の趣旨

1. 山形地方最低賃金を時間額 1,500 円としてください。あるいは、時間額 1,000 円とし、さらに 1,500 円に引き上げるための計画を示してください。
2. これに伴い、例えば賃金が時給あるいは時給換算で 1,000 円ないしは 1,500 円に満たない労働者の人数および現在の賃金水準の推計等から、時間額 1,000 円ないしは 1,500 円とした場合の引き上げ総額を推計し、これに見あう十分な中小企業支援を行うことなど、必要な中小企業支援の内容と規模を示し国に求めてください。
3. 「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」ことを目的とする最低賃金法第 1 条の趣旨に則り、異議申出の理由を下記のとおり申し添えます。

#### 【2】 異議申出の理由

1. 若者が自立できる賃金水準を最低賃金額とすべきであるから

静岡県立大学の中澤秀一准教授と山形県労連の最低生計費試算調査結果によれば、若者が自立して生活するのに必要な賃金は、年 1,800 時間、月平均 150 時間の労働を前提とすれば時給 1,700 円程度となることが明らかとなっています。これは、2016 年の同調査結果にその後の消費税増税、物価高騰、生活スタイルの変化等を勘案して、2022 年に再計算したものです。2016 年当時の同調査結果であり、複数の政党や国会議員が選挙公約にしたり国会請願署名提出時の紹介議員になったりしてもいる時給 1,500 円を当面せめてもの目標として実現するため、上記異議申出の趣旨どおりの水準を求めます。

2. 望めば子どもを産み育てられる賃金水準を確保すべきであるから

前出 2016 年の最低生計費試算調査結果によると、30 代夫婦と子ども 2 人、40 代夫婦と子ども 2 人の世帯モデルで、いずれも年収 540 万円程度かそれ以上が必要とされました。540 万円は、夫婦がどちらも時給 1,500 円、年 1,800 時間働いた場合の合計額です。

多くの地方自治体が様々な形で「子育て支援策」を拡充していることは重要ですが、子どもを育てられる恒常的な所得（それは多くの場合賃金）がなければ、部分的な「支援策」だけがいくら充実しても、安心して子どもを産む選択は依然として難しく、人口減少を食い止める効果的な対策ともならないと考えられます。

### 3. 人口流出を実際に止められる可能性のある賃金水準を確保すべきであるから

深刻な人口減少が続いているのは、少子化に加え、大都市部への人口流出が続いているからです。山形県内で誰もが生活できる賃金を手に入れることができれば、人口流出には大きく歯止めがかかると予想できます。

一般社団法人労働問題総合研究所が本年2月に公表した資料によれば、時給（日給・月給の時給換算を含む）が1,500円未満の労働者は全国では全労働者の約半数に及び、山形では約199,000人と推計されます。仮に前出最低生計費試算調査結果がある程度正確ならば、少なくとも約20万人程度の労働者が、生活できる賃金水準により近い賃金を求めて大都市部に移住せざるを得ない状況にあると言えます。流出人口がこの規模に及んでいないのは、それぞれ何かを犠牲にしているからだと考えられます。

### 4. 医療・介護労働者の賃上げ・地域間格差解消の必要性

医療・介護労働者は国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護供給体制を維持するために奮闘しています。しかしその賃金は、各々の医療機関や介護施設によって決められるため、自ずと所定内賃金が地域の最低賃金額に連動する水準となり、そのことが地域間での格差を生み出しています。コロナ禍を経て医療・介護労働者の人員増と処遇改善の必要性が明らかになりましたが、特に介護職については、求人サイトをみても山形県内の介護職員の平均基本給が月額186,735円・時給880円（8/26現在）と最賃に貼り付いた状態で、全国平均（月額212,059円・時給999円）との比較でも低額なのは明らかです。また看護師についても地域間格差は大きく、こうした事が地方から都市部への人材流出の要因のひとつとなっています。これら格差の是正を行わなければ医療・介護労働者の人手不足・地域間偏在は解決できないと考えます。

### 5. 審議の公開について

前述のとおり、金額審議の専門部会が一部公開されたことは重要な前進でしたが、労使それぞれの主張額やその理由などは十分にはわからず、「あるべき最低賃金額」がどのように認識され議論されているかも不明であり、公開の程度は依然として不十分だと言わざるを得ません。

以上

## 令和5年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	B	40	960 ( 920 )	40		2023年 10月1日
青森	C	39	898 ( 853 )	45	+6	2023年 10月7日
岩手	C	39	893 ( 854 )	39		2023年 10月4日
宮城	B	40	923 ( 883 )	40		2023年 10月1日
秋田	C	39	897 ( 853 )	44	+5	2023年 10月1日
山形	C	39	900 ( 854 )	46	+7	2023年 10月14日
福島	B	40	900 ( 858 )	42	+2	2023年 10月1日
茨城	B	40	953 ( 911 )	42	+2	2023年 10月1日
栃木	B	40	954 ( 913 )	41	+1	2023年 10月1日
群馬	B	40	935 ( 895 )	40		2023年 10月5日
埼玉	A	41	1028 ( 987 )	41		2023年 10月1日
千葉	A	41	1026 ( 984 )	42	+1	2023年 10月1日
東京	A	41	1113 ( 1072 )	41		2023年 10月1日
神奈川	A	41	1112 ( 1071 )	41		2023年 10月1日
新潟	B	40	931 ( 890 )	41	+1	2023年 10月1日
富山	B	40	948 ( 908 )	40		2023年 10月1日
石川	B	40	933 ( 891 )	42	+2	2023年 10月4日
福井	B	40	931 ( 888 )	43	+3	2023年 10月1日
山梨	B	40	938 ( 898 )	40		2023年 10月1日
長野	B	40	948 ( 908 )	40		2023年 10月1日
岐阜	B	40	950 ( 910 )	40		2023年 10月1日
静岡	B	40	984 ( 944 )	40		2023年 10月1日
愛知	A	41	1027 ( 986 )	41		2023年 10月1日
三重	B	40	973 ( 933 )	40		2023年 10月1日
滋賀	B	40	967 ( 927 )	40		2023年 10月1日
京都	B	40	1008 ( 968 )	40		2023年 10月6日
大阪	A	41	1064 ( 1023 )	41		2023年 10月1日
兵庫	B	40	1001 ( 960 )	41	+1	2023年 10月1日
奈良	B	40	936 ( 896 )	40		2023年 10月1日
和歌山	B	40	929 ( 889 )	40		2023年 10月1日
鳥取	C	39	900 ( 854 )	46	+7	2023年 10月5日
島根	B	40	904 ( 857 )	47	+7	2023年 10月6日
岡山	B	40	932 ( 892 )	40		2023年 10月1日
広島	B	40	970 ( 930 )	40		2023年 10月1日
山口	B	40	928 ( 888 )	40		2023年 10月1日
徳島	B	40	896 ( 855 )	41	+1	2023年 10月1日
香川	B	40	918 ( 878 )	40		2023年 10月1日
愛媛	B	40	897 ( 853 )	44	+4	2023年 10月6日
高知	C	39	897 ( 853 )	44	+5	2023年 10月8日
福岡	B	40	941 ( 900 )	41	+1	2023年 10月6日
佐賀	C	39	900 ( 853 )	47	+8	2023年 10月14日
長崎	C	39	898 ( 853 )	45	+6	2023年 10月13日
熊本	C	39	898 ( 853 )	45	+6	2023年 10月8日
大分	C	39	899 ( 854 )	45	+6	2023年 10月6日
宮崎	C	39	897 ( 853 )	44	+5	2023年 10月6日
鹿児島	C	39	897 ( 853 )	44	+5	2023年 10月6日
沖縄	C	39	896 ( 853 )	43	+4	2023年 10月8日
全国加重平均			1004 ( 961 )	43		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

※3 経済センサス(旧:事業所・企業統計調査)等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分(1円)が含まれている

	2022年	2023年
最高額と山形県	比率 79.7%	80.9%
	差額 218円	213円
全国加重平均と山形県	比率 88.9%	89.6%
	差額 107円	104円



山形労発基 0905 第 1 号  
令和 5 年 9 月 5 日

山形地方最低賃金審議会  
会長 村 山 永 殿

山形労働局長  
小 林 学

山形地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、山形県労働組合総連合議長荻原圭子及び山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。



令和5年9月5日

山形労働局長  
小林 学 殿

山形地方最低賃金審議会  
会長 村 山 永

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和5年9月5日貴職から、8月18日付け山形県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する山形県労働組合総連合議長荻原圭子及び山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月18日付け答申どおり決定することが適当である。





令和5年9月5日

山形労働局長  
小林 学 殿

山形地方最低賃金審議会  
会長 村 山 永

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和5年8月18日付け山形労発基0818第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



令和5年9月5日

山形労働局長  
小林 学 殿

山形地方最低賃金審議会  
会長 村 山 永

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報  
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無につ  
いて（答申）

当審議会は、令和5年8月18日付け山形労発基0818第2号をもって最低賃  
金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県電子部品・デバイス・  
電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定  
の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県電子部品・デバイ  
ス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正  
決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



令和5年9月5日

山形労働局長  
小林 学 殿

山形地方最低賃金審議会  
会長 村 山 永

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性  
の有無について（答申）

当審議会は、令和5年8月18日付け山形労発基 0818 第3号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



令和5年9月5日

山形労働局長  
小林 学 殿

山形地方最低賃金審議会  
会長 村 山 永

山形県自動車整備業最低賃金の改正決定の必要性の有無に  
ついて（答申）

当審議会は、令和5年8月18日付け山形労発基 0818 第4号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山形県自動車整備業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議を重ねた結果、山形県自動車整備業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



山形労発基 0905 第 2 号  
令和 5 年 9 月 5 日

山形地方最低賃金審議会  
会長 村 山 永 殿

山形労働局長  
小 林 学

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金（平成 20 年山形労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年山形労働局最低賃金公示第 3 号）
- 3 山形県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成 20 年山形労働局最低賃金公示第 4 号）
- 4 山形県自動車整備業最低賃金（令和 2 年山形労働局最低賃金公示第 5 号）